

暮らしの情報箱

はがきなどで
申し込む場合
の記入例

- 1 催しなどの名称
- 2 〒住所
- 3 氏名(ふりがな)
- 4 年齢(学年)
- 5 電話番号
- 6 その他必要事項

※費用が記入されて
いない催しなどは
原則無料です

福祉

大田区奨学生 (高等学校等進学予定者)募集

選考基準など、詳細はお問い合わせください。

1 貸付型奨学金

- 募集人数 40名程度
- 奨学金月額 国公立=14,000円以内
私立=26,000円以内
- 入学準備金 国公立=70,000円以内
私立=220,000円以内

2 給付型奨学金

- 奨学金支給額 80,000円(入学準備金相当として1回のみ)

◇1・2ともに◇

次の全てに該当する方を対象に選考

- ①4月1日時点で、区内に引き続き1年以上居住する保護者などに扶養されている
- ②来春、学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)に進学予定
- ③世帯の総所得額がおおむね基準以下

※2は別途要件有り

9月7日～10月5日に願書(問合先で配布)などを問合先へ持参か郵送

福祉管理課課長

☎5744-1245 FAX5744-1520

寿祝金の贈呈

88歳になる方へ、9月中旬以降に簡易書留郵便でお届けします。申請は不要です。

- 5,000円分の区内共通商品券
- ※区から3,000円、大田区社会福祉協議会から2,000円

8月15日時点で、区に住民登録のある昭和7年4月1日～8年3月31日生まれの方

福祉管理課

- 大森 ☎5764-0654 FAX5764-0659
- 調布 ☎3726-4140 FAX3726-5070
- 蒲田 ☎5713-1505 FAX5713-1509
- 糀谷 ☎3741-6646 FAX6423-8838

高齢者への支援

1 家族介護者支援ホームヘルプサービス

在宅介護中のご家族をサポートするために、ヘルパーを派遣します。介護保険では認められないサービスでも一部利用できます。詳細はお問い合わせください。

- 利用時間 午前8時～午後8時。1回1時間単位。年間24時間以内
- 利用料金 1時間400円から ※利用時間により異なります

区内在住で要介護4・5と認定され、居宅で家族の介護を受けている方

2 高齢者補聴器購入費の助成

補聴器購入費の範囲で20,000円を限度に助成します。事前相談が必要です。

住民税非課税世帯の70歳以上で、医師が補聴器の必要を認めた方
※聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は除く

3 高齢者自立支援住宅改修費の助成

居宅の改修費用を助成します。申請前に必ず事前相談や状況確認が必要です。

●助成対象、限度額

- ①浴槽の取り替え=379,000円
 - ②流し・洗面台の取り替え=156,000円
 - ③便器の洋式化=106,000円
- ※①②は付帯して必要な給湯設備などの改修を含む

区内在住の要支援か要介護認定を受けた65歳以上で、住宅の改修が必要と認められる方

介護保険に準じて1～3割負担(生活保護受給者は費用負担無し)

◇1～3いずれも◇

地域包括支援センターへ来所か電話

※1は問合先でも申し込み可

福祉管理課高齢者地域支援担当

- 大森 ☎5764-0658 FAX5764-0659
- 調布 ☎3726-6031 FAX3726-5070
- 蒲田 ☎5713-1508 FAX5713-1509
- 糀谷 ☎3741-6525 FAX6423-8838

障い心身障害者医療費の助成

心身に障いのある方に受給者証を交付し、医療保険の自己負担分を助成します。

次の全てに該当する64歳以下の方

- ①身体障害者手帳1・2級(心臓など内部障いのある方は1～3級)か、愛の手帳1・2度か、精神障害者保健福祉手帳1級
- ②国民健康保険か社会保険に加入中
- ③生活保護を受けていない
- ④本人(19歳以下は世帯主など)の令和元年中の所得が限度額以下

※都外からの転入者など、65歳以上でも対象となる場合があります

福祉管理課が問合先へ次のものを持参

- 各種手帳か、児童相談所が発行する愛の手帳(受理・総合判定区分確認)証明書
- 健康保険証
- 印鑑
- 令和2年1月2日以降に大田区に転入した方は、令和2年度住民税課税(非課税)証明書

◆9月は受給者証の更新月です

現在受給者証をお持ちの方へ、所得審査のうえ、9月からの受給者証が資格喪失通知書を郵送しました。期限の切れた受給者証は返却してください。※所得超過により前回対象外だった方で、今回対象となった方は、改めて申請が必要です

福祉管理課障い者支援担当

☎5744-1251 FAX5744-1555

後期高齢者医療・税

長寿健康診査を受診しましょう

6～9月に後期高齢者医療制度に加入した方

- 項目 問診、尿検査、血液検査など
- 受診期限 令和3年3月31日
- 受診場所 区内健康診査実施医療機関

受診票(対象の方へ9月下旬に郵送)を受診場所へ持参

※8月1日以降に区へ転入した方で、受診票をお持ちでなく、前住所で受診していない場合は、問合先へはがきで申し込み(記入例参照。「長寿健康診査受診票希望」、後期高齢者医療被保険者証の被保険者番号も明記)。令和3年2月28日必着

受診票などについて= 国保年金課後期高齢者医療給付担当 (〒144-8621大田区役所) ☎5744-1254 FAX5744-1677

健診内容について= 健康づくり課健康づくり担当 ☎5744-1265 FAX5744-1523



納付はお済みですか？

◆特別区民税・都民税(普通徴収)第2期の納期限は8月31日です

未納の方はお早めにご納付ください。納期限を過ぎて納めると納期限後の日数に応じた延滞金が増加され、未納の場合、財産調査・差押処分などを行います。

福祉管理課課長

☎5744-1205 FAX5744-1517

◆住民税・軽自動車税の納付案内

電話と訪問で納め忘れの案内を行っています。訪問員が現金をお預かりすることはありませんので、ご注意ください。

福祉管理課課長

☎5744-1596

◆固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は9月30日です

6月郵送の納付書で納付してください。

福祉管理課課長 ☎3733-2411

相談

離婚と養育費にかかわる総合相談

無料の弁護士相談です(1人1時間)。

離婚前後の生活相談もお受けします。

※会場は申し込み時にお伝えします

未成年のお子さんの保護者

10月31日(土)午前10時～午後4時

先着12名

9月7～30日に問合先へ電話

福祉管理課調整担当

☎5744-1244 FAX5744-1520

募集

高齢者住宅(空き家)の入居者

- 募集住宅 区営・区立シルバーピア
- 募集戸数 単身世帯用=10戸
2人世帯用=4戸

区内に引き続き3年以上居住し、収入・所得が基準内で、住宅に困っている65歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ①単身世帯用=1人暮らし
- ②2人世帯用=60歳以上の2親等内の親族が配偶者と1年以上同居

※詳細は、申し込みのしおり(問合先、特別出張所で9月7～16日に配布)をご覧ください

福祉管理課課長

☎5744-1346 FAX6428-6973

地域の公園を 有効活用してみませんか 「ふれあいパーク活動」 活動団体

公園で清掃や花壇づくりなどのボランティア活動をする団体を募集します。

希望する公園の近隣の方で組織する5名以上の団体

- 活動期間 申請承認から令和3年3月31日まで(次年度以降の継続可)

問合先へ申請書(問合先で配布)を持参

福祉管理課第一課

☎5764-0629 FAX5764-0633

調布地域基盤整備事務所

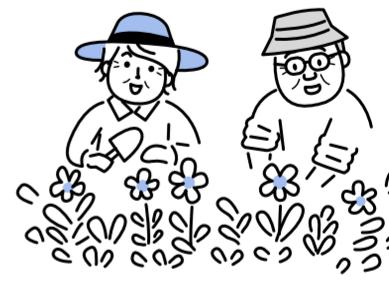
☎3726-4300 FAX3726-4318

地域基盤整備第二課

☎5713-1118 FAX5713-2009

糀谷・羽田地域基盤整備事務所

☎3741-1946 FAX3744-8955



家族が帰ってこない! そんなときは「大田区高齢者見守りメール」

認知症などによって外出先から家に戻れない高齢者の情報を配信し、可能な範囲で捜索を呼びかけます。

行方不明になったら(ご家族・介護者)

- ①警察署へ行方不明者届を提出する
- ②住所を管轄する地域包括支援センターへ相談・依頼
- ③大田区から登録協力員へメール送信

登録協力員(地域の皆さま)

※事前に登録が必要です

- ①携帯電話・スマートフォンやパソコンでメールを受信
- ②ご近所を可能な範囲で捜索
- ③本人と思われる人がいたら「何かお困りですか?」と声かけ
- ④110番通報(警察が保護します)



登録はコチラ

見守りメール

行方不明高齢者の情報提供です。

- ・名前
- ・いなくなった場所
- ・性別
- ・身長
- ・服装
- ・持ち物

見つけたら110番

福祉管理課課長 ☎5744-1250 FAX5744-1522

大田区議会定例会の開催

令和2年第3回区議会定例会は、9月10日(木)～10月8日(木)に開かれる予定です。

今会期の請願、陳情の受け付け締め切りは、第1次分は9月3日、第2次分は9月9日の予定です。傍聴を希望する方は、本会議は区役所本庁舎11階の傍聴受付、委員会は10階の議会事務局までお越しください。

※マスク着用などの感染症対策にご協力をお願いします

- 手話通訳者を希望する方=7日前までに問合先へ申し込み
- FM補聴システム受信機の貸し出しを希望する方=前日までに問合先へ申し込み

福祉管理課事務局庶務調査担当 ☎5744-1474 FAX5744-1541